

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-5)

政策分野名	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進					公表時期	平成23年11月				
担当部局名	経営局(生産局) 〔 経営局経営政策課/就農・女性課/金融調整課/保険課/保険監理官、生産局技術普及課 〕					政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展				
政策の概要	少子高齢化等で農家数が減少傾向にある中、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備する。 このため、これら経営体の育成・確保、人材の育成・確保、農業経営の特性に応じた資金調達の手続きの円滑化、農業災害による損失補填のための施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 2 (1)戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 (3)意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (5)農業災害による損失の補填 (6)農作業安全対策の推進 男女共同参画基本計画(平成22年12月17日) 第2部 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進					評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保										
目標①	意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 農地面積のうち販売農家 ^{注1} が担う面積の割合	70.5%	21年度	7割程度	32年度	70.2%	70.0%	69.9%	69.7%	69.5%	平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成32年には農地の7割程度が販売農家(うち4割程度が主業農家)、1割程度が法人経営、2割程度が集落営農によって担われると見込んでいる。 このため、意欲ある多様な農業者による農業経営を育成・確保することにより、この農業構造展望の実現を図ることとし、「販売農家が担う農地面積の割合、法人経営が担う農地面積の割合、集落営農が担う農地面積の割合」を測定指標とし、平成32年度にそれぞれ7割程度、1割程度、2割程度を目標値とした。 また、各年度の目標値は、販売農家、法人経営、集落営農がそれぞれ担う農地面積割合が毎年一定割合で増減するとして設定した。	
(イ) 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合	2.5%	17年度	1割程度	32年度	5.1%	5.7%	6.2%	6.7%	7.3%		
(ウ) 農地面積のうち集落営農 ^{注2} が担う面積の割合	10.7%	21年度	2割程度	32年度	12.0%	12.7%	13.4%	14.0%	14.7%		

施策(2)	人材の育成・確保等									
目標①	新規就農青年の増加									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 新規就農青年 ^{注3} (39歳以下)数 (うち雇用就農者 ^{注4} 数)	14千人 /年 (6千人 /年)	20年度	15千人 程度/年 (7千人 程度/年)	27年度	14.8千人 /年 (6.3千人 /年)	14.85千人 /年 (6.5千人 /年)	14.9千人 /年 (6.7千人 /年)	14.95千人 /年 (6.8千人 /年)	15千人 程度/年 (7千人 程度/年)	平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」では、平成32年には販売農家数は121万戸、常雇数は11万5千人と見込んでいる。 この構造展望の数値を考慮して、「新規就農青年(39歳以下)数(うち雇用就農者数)」を測定指標とし、平成27年度に年間15千人程度(うち雇用就農者7千人程度)を目標値とした。 また、各年度の目標値は、「新規就農青年(39歳以下)数(うち雇用就農者数)」が毎年一定割合で増加するとして設定した。 ※新規就農青年については、「新規就農調査(農林水産省統計調査)」により実績値を推計しているが、実績値の把握の方法については今後検討する。
目標②	若手女性基幹的農業従事者がいる全ての農家での家族経営協定締結の推進を通じて女性の農業経営への参画を促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 家族経営協定 ^{注5} の締結件数	4万件	19年度	7万件	32年度	4.9万件 (2,300件/ 年)	5.2万件 (2,300件/ 年)	5.4万件 (2,300件/ 年)	5.6万件 (2,300件/ 年)	5.9万件 (2,300件/ 年)	女性の経営・社会参画を進めるためには、経営方針や役割分担、就業環境等を取り決め、女性が働きやすい環境を実現する家族経営協定の締結が極めて有効である。特に、若手の女性基幹的農業従事者は農業経営と家事・育児等の両立が求められており、若手の女性基幹的農業従事者がいる農家において家族経営協定の締結を促進することが重要である。 このため、「家族経営協定の締結件数」を測定指標とし、39歳以下の女性基幹的農業従事者がいる農家3万戸(平成32年における推計値)全てで締結することにより、現在の4万件から平成32年度末までに7万件に増加させることを目標値とした。 また、各年度の目標値は、家族経営協定締結数が毎年一定割合で増加するとして設定した。

目標③		女性農業委員や農業協同組合における女性役員の登用の増加								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 農業委員、農協役員において女性が登用されていない組織数	農委:890 農協:535	農委:20年度 農協:19年度	女性が登用されていない組織を解消(100%)	25年度	改選等のある全ての組織で女性を登用	改選等のある全ての組織で女性を登用	女性が登用されていない組織を解消(100%)	—	—	<p>農業就業人口の過半を占める女性は、農業を支える重要な担い手であるとともに、起業活動等農業や地域の活性化の面でも重要な役割を果たしている。しかしながら、農業分野における政策・方針決定過程への女性の参画割合は依然として低く、農業委員会は1,793委員会のうち890委員会(50%)、農業協同組合は818農協のうち535農協(65%)で女性が1人も委員や役員に登用されていない状況である。</p> <p>このため、政府の男女共同参画に関する目標(2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度)の達成に向けて、「農業委員、農協役員に女性が登用されていない組織数」を測定指標とし、女性が登用されていない組織を平成25年度末までに解消することを目標値とした。</p> <p>また、各年度の目標値は、改選(3年毎)等のある全ての組織で、農業委員、農協役員に女性を登用することとした。</p>
目標④		農作業死亡事故件数を減少								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 農作業死亡事故件数	過去10年(11-20年度)の平均死亡事故件数394件	—	農作業死亡事故数354件以下	25年度	394件未満	381件未満	367件未満	354件以下	—	<p>農業者の農作業死亡事故件数を減少させる必要があることから、「農作業死亡事故件数の減少」を目標として設定した。</p> <p>食料・農業・農村基本計画においては、農作業事故での死亡事故件数が減少していない中で、今後とも多くの高齢者が農業に従事すると見込まれることを踏まえ、農作業安全対策の強化を図ることとされている。これに基づき、これまで減少傾向となっていない農作業死亡事故件数について、過去10年の平均死亡事故件数394件を基準値とし、類似の運動を展開している交通安全運動の目標(5年で2割以上削減)を参考として、3年先の平成25年までに1割以上減少させる目標を設定することとした。</p> <p>各年度の目標値は、農作業死亡事故件数が減少傾向となるように、目標年度まで一定割合で減少する値を設定することとする。このため、目標年の25年度までに毎年約3%ずつ減少する目標を設定することとし、23年度の目標値については、基準値の97%に設定した。</p>

施策(3)		意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化								
目標①		農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 農業総産出額に対する日本政策金融公庫 ^{注6} 資金(農業経営向け)の貸付残高指数	12%	20年度	12%	各年度	12%	12%	12%	12%	12%	<p>農業経営については、農業生産が自然条件によるリスクが大きいこと、農業が産業として収益性が低いこと、農地等物的担保が特殊なものであること等を背景に、資金調達が困難な傾向にあることから、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化を図ることが重要である。</p> <p>(3)－①－(ア) 農業者の資金需要の全体規模を直接把握することは困難なため、農業者の経済活動の規模を示す「農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金(農業経営向け)の貸付残高指数」を測定指標とした。この水準が安定していることが民業補完を旨とする日本政策金融公庫が資金調達の円滑化のための下支え機能を発揮していることの証左と考えられることから、各年度において近年の水準12%前後となることを目標値とした。</p> <p>(3)－①－(イ) 借入手続きに要する日数は短い方が望ましいが、短期間での判断を優先したがゆえに融資不可となつては本末転倒となる。このため、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)により、借入申込書の受理日から融資の可否通知をするまでの標準的な日数を45日以内と定めていることを踏まえ、「スーパーL資金等の借入手続きの所要日数が45日以内となる割合」を測定指標とし、各年度において100%達成することを目標値とした。</p>
(イ) スーパーL資金 ^{注7} 等の借入手続きの所要日数が45日以内となる割合	94%	22年度	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	

施策(4)	農業災害による損失の補填									
目標①	共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 水稻、麦については、共済金が 年内に支払われた農家数の割 合	100%	21年度	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	<p>意欲ある多様な農業者による農業経営の推進を図る上では、災害発生時に共済金の早期支払を通じて被災農業者の経営安定を図ることが重要である。</p> <p>このため、 (ア)水稻、麦については、当然加入制を採っており、以前から国会等で農業者への共済金の年内支払を求められてきたことを踏まえ、「共済金が年内に支払われた農家数の割合」、 (イ)その他の品目については、「評価対象事務を標準処理期間内(30日)に処理した割合」 を測定指標とし、各年度において100%達成することを目標値とした。</p>
(イ) その他の品目については、評 価対象事務を標準処理期間内 (30日)に処理した割合	100%	21年度	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「農林業センサス(農林水産省統計調査)」により把握。
			達成度合の判定方法	当該年度の実績が7割程度(65%以上)を達成した場合は「おおむね有効」、下回った場合は「有効性に問題がある」とする。
		指標(イ)	把握の方法	「農業構造動態調査(農林水産省統計調査)」により把握。
			達成度合の判定方法	当該年度実績値が前年度実績値以上かつ目標値の9割以上の場合は「おおむね有効」、当該年度実績値が前年度実績値以上かつ目標値の9割未満の場合は「有効性の向上が必要である」、当該年度実績値が前年度実績値を下回った場合は「有効性に問題がある」とする。
		指標(ウ)	把握の方法	集落営農実態調査の統計資料により把握。
			達成度合の判定方法	当該年度実績値が前年度実績値以上かつ目標値の9割以上の場合は「おおむね有効」、当該年度実績値が前年度実績値以上かつ目標値の9割未満の場合は「有効性の向上が必要である」、当該年度実績値が前年度実績値を下回った場合は「有効性に問題がある」とする。
目標①	指標(ア)	把握の方法	「新規就農調査(農林水産省統計調査)」により把握。	
		達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	

施策(2)	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県を通じた「家族経営協定に関する実態調査」の実施により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会を通じ、農業委員会及び農業協同組合組織における登用状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標④	指標(ア)	把握の方法	「人口動態調査」(厚生労働省)の死亡小票の集計により把握。
			達成度合の判定方法	実績値<各年度の目標値×0.9の場合は「おおむね有効」、各年度の目標値×0.9≦実績値<各年度の目標値の場合は「有効性の向上が必要である」、実績値≧各年度の目標値の場合は「有効性に問題がある」とする。
施策(3)	目標①	指標(ア) 指標(イ)	把握の方法	指標(ア):「資金(農業経営向け)の貸付実績(日本政策金融公庫統計資料)」及び「生産農業所得統計(農林水産省統計調査)」により把握。 指標(イ):「スーパーL資金等の借入手続きの所要日数(日本政策金融公庫個別内部調査資料)」により把握。
			達成度合の判定方法	資金調達の円滑化の達成度合いを評価するために、農業者の資金需要に対して、必要な融資が実行されたかを、指標のほか関連データと組み合わせ総合的に評価することとする。 このため、 指標(ア):全体の資金需要を表す農業総算出額に対し、日本政策金融公庫資金(農業経営向け)の貸付残高が一定の水準(12%前後)で安定的に維持されていること。 指標(イ):農業者の資金ニーズに対し、円滑な資金供給が行われているかを表すスーパーL資金等の借入手続きの所要日数が、目安としている一月半(45日)以内となる割合が90%を超えていること。 Aランク:①農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金(農業経営向け)の貸付残高指数が一定の水準(12%前後)で維持されており、②借入手続きの所要日数が45日以内の割合が90%を超えているとき。 Bランク:AランクとCランクに該当しないもの。 Cランク:①農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金(農業経営向け)の貸付残高指数が一定の水準(12%前後)で維持されておらず、かつ、②借入手続きの所要日数が45日以内の割合が50%未満であるとき。
施策(4)	目標①	指標(ア)	把握の方法	国が再保険金等を支払った農業共済組合連合会等に対して、管内における共済金の支払い状況に関する調査を行うことにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(共済金が年内に支払われた農家数の割合(%))=(共済金が年内に支払われた農家数/共済金支払対象農家数)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標①	指標(イ)	把握の方法	国が再保険金等を支払った農業共済組合連合会等に対して、管内における共済金の支払い状況に関する調査を行うことにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(評価対象事務 ^{※1} を標準処理期間内(30日 ^{※2})に処理した割合(%))=(評価対象事務を標準事務処理期間内に処理した件数 ^{※3} /全件数)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ※1「評価対象事務」とは、共済金支払に係る一連の事務のうち、国に連合会当初評価高が届いた日(接受日)から農業共済組合等が共済金を支払う日までに行われる事務のこと。 ※2「30日」には金融機関の休日を算入しない。 ※3「件数」については、評価対象事務が行われたものについて、都道府県ごとに共済目的の種類別引受方式別に計上。

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
注2 集落営農	「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農。
注3 新規就農青年	現在農家世帯員のうち、調査期日の前々年の就業区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった39歳以下の者(雇用就農者は除く)。
注4 雇用就農者	法人等に常雇い(7ヶ月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く)。
注5 家族経営協定	農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。
注6 日本政策金融公庫	国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、農林漁業の持続的かつ健全な発展に資するため、長期かつ低利の融資を行う国100%出資の政府系金融機関。
注7 スーパーL資金	スーパーL資金(正式名称「農業経営基盤強化資金」)は、認定農業者が農業経営改善計画に基づく規模拡大その他の経営改善を図る際に借り受ける長期・低利の制度資金のこと。

政策手段一覧（政策分野名：5. 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進）

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、意欲ある多様な農業者の育成・確保に寄与する。
(2)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体といった効率的・安定的な農業経営を育成する等により、農業の健全な発展に資する。 農業経営の改善を計画的に進めることにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。
(3)	独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、意欲ある多様な農業者の確保に寄与する。
(4)	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 (平成7年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	新たに就農しようとする青年等に対し、就農研修、就農準備及び経営開始等に必要な資金の貸付けのほか、情報の提供、相談等の援助を実施。 本法に基づく就農支援資金の無利子貸付けによって、資金力の乏しい青年等の円滑な就農が図られることにより、新規就農青年の増加に寄与する。
(5)	農業機械化促進法 (昭和28年)	—	—	—	(2)-④-(ア)	農機具の試験研究、検査鑑定、実用化の促進等を通じ、農業生産力の増進と農業経営の改善、農機具の安全性の向上に資する。 特に、安全性向上に資する装置の開発や安全鑑定の実施による安全性の高い農機具の普及促進により、農作業死亡事故件数の減少に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(6)	農業改良資金融通法 (昭和31年)	—	—	—	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者に無利子の資金を貸し付ける株式会社日本政策金融公庫等に対して、利子補給を実施。 生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付けることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(7)	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年)	—	—	—	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害(危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(8)	農業近代化資金融通法 (昭和36年)	—	—	—	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(9)	農業信用保証保険法 (昭和36年)	—	—	—	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等を行うことにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(10)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年)	—	—	—	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要で低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(11)	農業災害補償法 (昭和22年)	—	—	—	(4)-①-(ア) (4)-①-(イ)	農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補填等を実施。 農業災害補償法に基づく、農業災害補償制度を適切に運用することにより、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(12)	農業者戸別所得補償制度 (平成22年度) (主、関連:政策分野2)	—	559,558 (500,415)	646,802	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力を確保。 上記交付金を交付することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。
(13)	畑作農業対象の助成金(水田・畑作経営所得安定対策) (平成19年度) (主)	230,995 (146,195)	231,639 (142,715)	83,970	(1)-①-(ア)	水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策等を措置。 なお、23年度から、生産条件不利補正対策については、戸別所得補償制度に移行したところ。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、意欲ある多様な農業者の農業経営の育成・確保に寄与する。
(14)	経営体育成交付金 (平成22年度) (主)	—	8,334 (7,737)	526	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	意欲ある多様な経営体の育成のために必要な共同利用施設の整備を支援。 意欲ある多様な経営体の、経営の規模拡大や多角化等、経営の高度化に向けた取組に必要となる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援することにより、当該農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。
(15)	特定地域経営支援対策事業のうち アイヌ農林漁業対策事業 (昭和51年度) (主)	368 (347)	276 (161)	324	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な施設・機械等の整備を支援。 アイヌ農家の経営の改善に必要な施設・機械等の整備を支援することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。
(16)	人権問題啓発事業 (平成9年度) (主)	37 (28)	35 (25)	28	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料作成・配布などの啓発活動を支援。 農業を振興する上で障害要因となっている広範な人権問題の解消を図るための啓発を行い、活力ある地域農業を確立することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(17)	特定地域経営支援対策事業のうち 沖縄農業対策事業 (平成23年度) (主)	—	—	1,013	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	沖縄農業の持続的な発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設・機械等の整備を支援。 沖縄の農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要となる施設・機械等の整備を支援することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。
(18)	経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	—	—	7,168	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ) (2)-①-(ア)	意欲ある多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援。 【(1)-①との関連】 経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。 【(2)-①との関連】 新規就農者の経営の早期安定を図るため農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援することにより、新規就農青年の増加に寄与する。
(19)	農業者年金事業 (補給金:平成15年度) (委託費:昭和46年度) (主)	125,132 (124,985)	125,760 (125,608)	124,672	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	①旧制度(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の制度)の受給者等に対し年金等を給付、②農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に基づき、認定農業者等の意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成し、助成分の保険料は特例付加年金の給付に充てるために積立。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、意欲ある多様な農業者の確保に寄与する。
(20)	独立行政法人農業者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,791 (3,791)	3,657 (3,657)	3,364	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	独立行政法人農業者年金基金が年金給付等の諸業務を円滑かつ的確に実施するために必要な経費を交付。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、意欲ある多様な農業者の確保に寄与する。
(21)	農の雇用事業 (平成22年度) (主)	3,869 (3,869)	2,815 (2,815)	1,821	(2)-①-(ア)	農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修等を支援。 農業法人等が実施する実践研修等を支援し、雇用就農を促進することにより、新規就農青年の増加に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(22)	農業研修支援事業 (平成23年度) (主)	—	—	207	(2)-①-(ア)	就農希望者の技術習得を支援するため、就農効果の高い研修を実施する民間の研修機関等に対して研修経費の一部を支援。 就農希望者の能力やニーズに対応した基礎から実践レベルまでの実効性の高い研修を支援することにより、新規就農青年の増加に寄与する。
(23)	農業経営者育成教育実施準備事業 (平成23年度) (主)	—	—	3	(2)-①-(ア)	新たな農業経営者育成教育に向けた基本カリキュラムの策定を支援。 農業者の経営能力向上に向けた教育カリキュラムを策定することにより、新たな農業経営者教育が円滑に実施され、新規就農青年の育成に寄与する。
(24)	就農支援資金貸付金 (平成6年度) (主)	1,551 (1,102)	915 (842)	632	(2)-①-(ア)	新たに就農しようとする青年等が必要な資金(就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金)を長期間無利子で貸付。 就農支援資金の無利子貸付けによって、資金力の乏しい青年等の円滑な就農が図られることにより、新規就農青年の増加に寄与する。
(25)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:政策分野2、3、8)	55,739の内数 (39,432の内数)	22,664の内数 (21,486の内数)	3,127の内数	(2)-①-(ア)	新規就農者の育成・確保に向けて、道府県農業大学校等での研修教育の推進に必要となる研修教育施設の整備、新たな研修教育カリキュラムの策定等の取り組みを支援。 本措置により、今後の農業を担う技術、経営能力に優れた青年農業者等を育成し、意欲ある多様な農業者の育成・確保に寄与する。
(26)	女性・高齢者等活動支援事業 (平成22年度) (主)	—	183 (174)	129	(2)-②-(ア) (2)-③-(ア)	女性、高齢者といった地域の多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境づくりに向けて、女性の経営・社会参画の促進や、地域資源を活用した加工や販売等に取り組む女性・高齢者の起業活動等の取組を支援。 【(2)-②との関連】 ブロックレベルでの研修会、シンポジウム等を開催し、女性や青年農業者等に対して家族経営協定の意義や優良事例等の周知を図ること等により、若手女性基幹的農業従事者がいる農家での家族経営協定締結件数の増加及び女性の農業経営参画の促進に寄与する。 【(2)-③との関連】 ブロックレベルでの研修会やシンポジウムを開催し、女性農業者やJA・農業委員会組織幹部への意識啓発等を行うことにより、農業委員会や農協組織における女性役員の増加に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(27)	農業機械化促進対策のうち農作業安全緊急推進事業 (平成23年度) (関連:政策分野2)	—	—	1,965の内数	(2)-④-(ア)	農作業事故防止に向けた地域における効果的・効率的な活動を促進するとともに、農作業事故の対面調査による詳細分析やトラクターの事故防止に向けた取組を支援することにより、農業者の安全確保の取組が促進され、農作業死亡事故の減少に寄与する。
(28)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務 (平成20年度) (主)	34,954 (20,973)	22,018 (19,172)	当初:18,202 1次補正:193	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	日本公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通するとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要となる資金の金利を引き下げることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(29)	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (平成22年度) (主)	—	9,750 (7,265)	当初:10,257 1次補正:444	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	スーパーL資金等の金利負担軽減措置のため、国が(財)農林水産長期金融協会に補助金を交付し、当該協会が利子助成金を借入農業者等へ交付。 意欲ある農業者等の経営改善を金融面から支援するため、金利負担の軽減を図るとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要となる資金の金利を引き下げることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(30)	農業信用保証保険基盤安定事業交付金 (平成20年度) (主)	770 (770)	770 (770)	767	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者の農業経営に必要な資金の円滑な融通を図るため、(独)農林漁業信用基金に対し、財務基盤を強化するための交付金を交付。 (独)農林漁業信用基金の財務基盤を強化することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(31)	株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	346 (175)	192 (178)	120	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	日本公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金等の交付。 日本公庫が指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(32)	被害農家営農資金利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	31 (7)	25 (2)	当初:89 1次補正:393	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	天災による被害農林漁業者等に対し、融資機関が貸し付けた経営資金等について地方公共団体が行う利子補給に要する経費に対する補助。 農業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(33)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	—	78 (12)	507	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者等が生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行う場合に必要な資金を無利子で貸付けできるよう利子補給を実施。 生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行うのに必要な資金を無利子で貸付けできるよう国が株式会社日本政策金融公庫に利子補給を実施することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(34)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主、関連:政策分野6)	—	105 (7)	312	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を(株)日本政策金融公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する(株)日本政策金融公庫に国が利子補給を行うことにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(35)	農業近代化資金利子補給金 (昭和41年度) (主)	5 (4)	5 (5)	11	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者等の資金調達を円滑にするため、農林中央金庫が農業近代化資金を融通する際に、国が農林中央金庫に利子補給金を交付。 経営意欲のある農業者等に対し、施設整備等のための資金(農業近代化資金)を低利で融通することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(36)	農業経営改善利子補給金等交付事業 (平成23年度) (主)	—	—	183	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者等へ低利の運転資金を無担保無保証人で融通できるよう、農業信用基金協会に対し、利子補給金等を交付。 民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、民間金融機関が低利で資金を供給できるようにするとともに、無担保・無保証人で基金協会の債務保証を受けられるよう措置することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(37)	農業経営復旧対策特別保証事業 (平成23年度第1次補正) (主)	—	—	1次補正:736	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	被災農業者が必要とする資金の融通を円滑にするため、(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会に対し、財務基盤の強化を図るための交付金及び補助金を交付。 無担保・無保証人・無保証料での債務保証をすることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(38)	日本公庫資金円滑化貸付事業 (平成23年度第1次補正) (主)	—	—	1次補正:6,000	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	被災農業者が必要とする資金の融通を円滑にするため、日本公庫が災害復旧関係資金を実質無担保・無保証人で貸し付けることができるよう、出資金を交付。 災害復旧関係資金を実質無担保・無保証人で貸し付けることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(39)	農業共済事業事務費負担金 (昭和22年度) (主)	45,585 (45,585)	41,885 (41,885)	40,285	(4)-①-(ア) (4)-①-(イ)	農業共済事業の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体に対し、事業運営に係る人件費等の基幹的経費を交付。 農業共済事業が迅速、適正かつ円滑に実施されることにより、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与する。
(40)	衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業 (平成20年度) (主)	251 (251)	251 (250)	30	(4)-①-(ア)	水稲共済について、衛星画像を活用した損害評価方法を確立するため、農業共済組合連合会等に対し必要な経費を補助。 衛星画像を活用した損害評価方法を確立することで損害評価の迅速化等が図られることにより、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与する。
(41)	損害評価特別事務費補助金 (昭和33年度) (主)	102 (102)	102 (102)	97	(4)-①-(ア) (4)-①-(イ)	農業共済(家畜共済を除く。)における円滑かつ適正な損害評価を実施するため、検見による調査に比べ、より客観的かつ高精度に損害評価が行える実測調査等に必要な経費を農業共済団体等に対し補助。 円滑かつ適正な損害評価の実施により、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(42)	農業共済再保険事業 (昭和22年度) (主)	63,343 (56,397)	69,560 (67,910)	60,864	(4)-①-(ア) (4)-①-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付。 ・再保険金の農業共済組合連合会等への支払。 ・家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付。 異常災害時における再保険金の迅速かつ円滑な支払を行うこと等により、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与する。
(43)	農林年金給付事業 (昭和33年度) (主)	1,575 (1,575)	1,553 (1,553)	1,430		公的年金である農林漁業団体職員共済組合(農林年金)の安定的な運営を図るため、農林年金の年金給付費等について他の公的年金制度と同様に補助。 平均月額1万円の農林年金の確実な給付により、現在及び将来における100万人余の年金受給権者の老後の生活の安定に寄与する。
(44)	東日本大震災農業生産対策交付金 (平成23年度第1次補正) (関連:政策分野2、9)	—	—	1次補正: 34,134の内数		被災地等における農業生産復興のため、農業関連施設(高生産性農業用機械施設、農業研修教育施設等)の復旧、整備等を支援。 復興に資する施設の復旧、整備等を行うことにより、大震災により被害を受けた東北地方を中心とする農業経営の再開、回復に寄与する。
(45)	被災農家経営再開支援事業 (平成23年度第1次補正) (主、関連:政策分野2)	—	—	1次補正:5,221 の内数		被災農業者の経営再開を支援するため、農業者が地域で行う復旧の取組に対して支援金を交付することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進に寄与する。
(46)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65] (平成19年度)	<6,717> (<5,999>)	<5,493> (<6,888>)	<5,427>	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	農業者戸別所得補償制度の交付金等を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金等及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(47)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置[固定資産税:地方税法349条の3第4項] (昭和49年度)	<176の内数> (<160の内数>)	<165の内数> (<->)	<165の内数>	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ) (3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>国の補助金又は交付金の交付、日本公庫資金及び農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る固定資産税の課税標準を、3年度分に限り、当該機械等価格の2分の1とする。</p> <p>【(1)-①との関連】 農業生産の基盤の整備、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化及び経営発展を図る上で有効な共同利用施設の円滑な導入及び運営を図ることにより、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関係】 共同利用施設の活用により農業者の過剰投資を避けつつ農業経営の改善を図ることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。</p>
(48)	保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5, 第68条の55] (昭和28年度)	<13,834> (<13,700>)	<13,427> (<13,341>)	<13,140>		<p>共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。</p> <p>異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与する。</p>
(49)	特定の基金に対する負担金等の必要経費及び損金算入の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第7号] (平成7年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(2)-①-(ア)	<p>都道府県青年農業者等育成センター(以下「育成センター」という。)に設置された特定の業務に係る基金に充てるための負担金を農業協同組合等が支出した場合には、当該負担金を所得税における事業所得の金額の計算上必要経費に、法人税における所得の金額の計算上損金の額に、それぞれ算入することができる。</p> <p>育成センター業務への特定の基金造成に対し、税制特例措置の適用を受けることにより、農業団体等からの負担金拠出が容易となる。これにより、育成センターでの新規就農者の育成確保対策を積極的に実施することで、青年農業者の就農促進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(50)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第11号] (農業信用基金協会:昭和50年度) (ジェイエイバンク支援協会:平成13年度)	<202> (<103>) ※農信基のみ	<202> (<79>) ※農信基のみ	<193> ※農信基のみ	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 ジェイエイバンク支援協会に設置された支援業務に係る基金に充てるための負担金を農業協同組合等が支出した場合には、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(51)	農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度)	<947> (<840>)	<984> (<619>)	<818>	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会が不動産を担保とする場合に設定する抵当権の設定登記(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する農業者等の負担を軽減することにより、農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(52)	中小企業等の貸倒引当金の特例[法人税:租税特別措置法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	(農協系統) <5,305> (<5,359>)	(農協系統) <5,363> (<5,336>)	(農協系統) <5,421>		農業協同組合等の貸倒引当金について、繰入限度額を16%増しとすることができる。 天候等の影響を受け易く貸し倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、本措置により農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化が図られ、意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(53)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度)	(農協系統) <601> (<566>)	(農協系統) <805> (<339>)	(農協系統) <114>		農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(54)	特定住宅地造成事業等のために 土地等を譲渡した場合の譲渡所得 の特別控除[所得税・法人税: 租税 特別措置法第34条の2第2項第14 号、第65条の4第1項第14号、第68 条の75] (昭和49年度)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額を記 載) < - > (< 110 >) (法人税) < - > (< 3 >)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額を記 載) < - > (< 174 >) (法人税) < - > (< 0 >)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額 の見込額を記 載) < 145 > (法人税) < 1 >		組合員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。